

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………
- ……(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)…
- 特定計量器定期検査の実施……………
- ……(生活文化局計量検定所検査課)…
- 里山保全地域の指定及び保全計画……………
- ……(環境局自然環境部緑環境課)…
- 里山保全地域内の動植物保護地区の指定……………
- ……(同)…
- 緑地保全地域の区域変更……………
- ……(同)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- ……(環境局多摩環境事務所環境改善課)…
- 貸金業法による行政処分(二件)……………
- ……(産業労働局金融部貸金業対策課)…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- ……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…
- 争議行為の予告(二件)……………
- ……(産業労働局雇用就業部労働環境課)…

告示

●東京都告示第千五百二十四号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十六年十一月十四日

東京都知事 舩 添 要 一

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行所等	指定理由
四一七八	雑誌	BOY・S ピアス禁断 2014 11月号 ○八一七五一ー一 株式会社マガジン・マガジン	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四一七九	同右	FLASH×FLASH H 2014年10月25日増刊号 二七二八一ー〇/二五	同右
四一八〇	同右	BAMBOO COM 同右 ICS COLORFUL SELECT 桃乳と桃尻 五七六三三ー三七 株式会社竹書房	同右

●東京都告示第千五百二十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を

次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十一月十四日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域

世田谷区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十六年十二月十五日から平成二十七年三月二十七日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千五百二十六号

東京における自然の保護と回復に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十六号。以下「条例」という。)第十七条第一項第三号の規定により里山保全地域を指定し、条例第十八条第一項の規定によりその保全計画を次のとおり決定したので、条例第十七条第七項及び条例第十八条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月十四日

東京都知事 舩 添 要 一

一 保全地域の指定

(一) 種別 里山保全地域

(二) 名称 連光寺・若葉台里山保全地域

(三) 位置 多摩市の東部に位置する連光寺地区及び稲城市の西部に位置する若葉台地区にまたがる地域

(四) 区域 別表及び別図に示す区域

(五) 面積 三万二千九百二十三平方メートル

二 保全計画の概要

(一) 自然の概況及び特質

当区域は、多摩丘陵の北部に位置し、多摩川の支流に当たる谷戸川水系の流域に含まれる。多摩丘陵の北部は、昭和四十年代から多摩地区で進められた新住宅市街地開発事業(多摩ニュータウン計画)によって宅地化が進み、そのほとんどが造成されている。しかし、当区域の位置する都道百三十七号線の東側の一部は、新住宅市街地開発事業の対象から外れた場所に当たり、現在でも樹林地、耕作地、休耕地の湿地等が残存する場所となっている。

当区域の谷戸及び樹林地には、植物のタマノカンアオイ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アマドコロ、キツネノカミソリ等が分布し、谷戸の湿地はエゾノサヤヌカグサ、昆虫類のヘイケボタル及びキイロジヨウカイ、魚類のホトケドジョウ、底生動物のママシジミ類及びヤマサナエ等希少な動植物が残存する場所となっている。特に、谷戸の湿地では、キバサナギガイ(絶滅危惧Ⅰ類(環境省)、絶滅危惧Ⅰ類(東京都))、ナタネキバサナギガイ(絶滅危惧Ⅱ類(環境省)、絶滅危惧Ⅱ類(東京都))及びミズコハクガイ(絶滅危惧Ⅱ類(環境省)、絶滅危惧Ⅰ類(東京都))

都)が非常に高い密度で発見されており、陸産及び淡水産の貝類の生息地としては、都内唯一の稀有な湿地環境となっている。

また、谷戸の水域では、要注意外来種のアメリカザリガニが確認されていない点も特徴として挙げられる。水域の外來種が少ないことが、生物多様性及びかつての多摩丘陵の生物相が保全されている理由の一つと考えられる。

(二) 自然の保護と回復のための方針

高密度に生息するキバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ及びミズコハクガイを含む淡水産及び陸産貝類の生息環境の保全を図るとともに、残された多摩丘陵の里山環境を保全していく。

また、野生動物植物保護地区を指定し、希少な動植物をはじめとした里山環境の生物相を保全する等生物多様性に資する取組を行っていく。

ア 希少な生物の保全

キバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ、ミズコハクガイ等の貝類の生息環境である谷戸の湿地は、研究者との連携を維持し、継続的に観測を行いながら保全する。

イ 水辺性の里山環境の保全

多摩丘陵の里山環境にみられるシュレーゲルアオガエル、ホトケドジョウ、エゾノサヤヌカグサ等の生息生育環境保全のため、適切な管理と継続的な観測を行いながら保全する。

ウ 里山環境の保全

タマノカンアオイ、キンラン、アマドコロ、キツ

ネノカミソリ等が生育する樹林の適切な管理と継続的な観測を行いながら保全する。植栽地等は、計画的にコナラ及びクスギが優占する落葉広葉樹林の形成を図る。

また、現状の草地環境も保全する。

エ 農地の保全

周辺の樹林環境との連続性に配慮し、多摩丘陵において人との関わりの中で形成されてきた里山環境を保全する。

また、草地環境の保全も図る。

農地は、基本的に地権者及び農地利用者が継続して営農する。営農に際しては、里山環境保全の視点から、農薬等の使用を控える等のルールや、草刈り等の日常の管理作業に係るルールを検討する。

また、都民ボランティアが積極的に営農に参加し、協力できるような、都民ボランティアとの協働関係を形成する。

(三) 自然の保護と回復のための規制に関する事項

条例第二十四条の規定に基づき、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等の規制を行う。

なお、本計画に基づいて実施する保全事業については、規制の対象としない。

人の立入りから動植物を保護するため、湿地部を歩く経路を定める等の対策をとる。

(四) 植生管理に関する事項

当区域を保全し、活用していくに当たり、植生の現状を把握した。

これを踏まえ、(二)の方針に基づき、区域ごとに目標
植生及び植生の管理方針を定めた。これに従い、それ
ぞれの地域の地形、土壌、目標とする景観又は生物環
境の特性及び利活用の計画を考慮しながら、具体的な
管理方針を検討していく。

この具体化された管理方針に基づき、樹林管理(皆
伐、除伐、下草刈り、落葉掻き等)及び湿地管理(草
刈り、水量調整、水田耕作等)を都民と協働しながら
継続的に実施する。

また、耕作地及び果樹園については現状の耕作を継
続する。当該管理の作業の成果については、継続的に
観測し、植生管理に活用していく。

ア 里山環境保全エリア

(ア) コナラ林

林床の注目すべき種を保全するため、林床の下
刈りを冬季(十二月及び一月)に実施する。林床
植物や低木が繁茂している場所は、夏季(七月)
に実施する。下刈りをする場合は、タマノカンア
オイへの影響がない様に、必要な場所では目印を
つける等の配慮を行う。

林縁や宅地等に近い場所には、ヤブを残す場所
も設定する。

長期的には環境に配慮しながら皆伐による森林
の更新を図る。

イ 湿地環境保全エリア(野生動植物保護地区)

(ア) コナラ林

必要に応じ裾刈りや間伐を行う。樹林と湿地の
状況を見ながら、順応的な管理を行う。

(イ) マダケーハチク林

現状の竹林が拡大しないようにする。

(ウ) モウソウチク林

現状の竹林が拡大しないようにする。

一坪に一、二本程度の密度にする。若い竹を残
し、若い竹林を維持する。

(エ) カナムグラ群落

住宅地が隣接するため、住宅地からの光を遮る
緩衝帯としての役割を検討する。

群落の一部は、水田環境に依存する生物の保全
を目的とした耕耘を行い、湿地化を図る。

(オ) ヨシ群落

基本的には手を加えない。

貝類を継続的に観測し、専門家の意見を聞きな
がら、風通しを良くする等の対策を適宜行い、順
応的な管理を行う。

(カ) ガマ群落

西側の一部でカエル類、ホトケドジョウ等の水
田環境に依存する生物の保全を目的とした水田耕
作を行う。水田環境の状況を見ながら、順応的な
管理を行う。

貝類を継続的に観測し、専門家の意見を聞きな
がら、順応的な管理を行う。

(キ) キシヨウブ群落

複数年かけて、キシヨウブを除去し、ヨシ草地
等の高茎湿性草地への移行を図る。

貝類の生息環境に配慮しながら、順応的な管理
を行う。

(ク) ミゾソバ群落

西側の一部でカエル類、ホトケドジョウ等の水
田環境に依存する生物の保全を目的とした水田耕
作を行い、畦畔植生の回復を図る。水田環境の状
況を見ながら順応的な管理を行う。

(ケ) エゾノサヤヌカグサ群落

現状を見守りながら、必要に応じて部分的に耕
耘するなどの、順応的な管理を行う。

(コ) 開放水面

現状を見守りながら、堆積物が多い場所の泥を
寄せるなどの、順応的な管理を行う。

流水箇所については、生物や水の状況を確認し
ながら、現状を維持する。

(サ) 野生動植物保護地区の管理方針

キバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ、ミズ
コハクガイ、ヒメアカネ、ヘイケボタル、ホトケ
ドジョウ、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、
シユレーゲルアオガエル等の希少種が生息する湿
地全域を一つのピオトープユニット(動植物の生
息空間)として捉え、一体的な管理を行う。

湿地の外周部に柵を設け、閉鎖管理を行うこと
により、希少種の持ち去り行為やオーバーユース
(地区への過剰な立入り)を防ぐ。

アメリカザリガニ等の外来種の侵入に備え、湿
地の観測を継続的に行い、外来種を確認した場合
には、直ちに排除する。

開放水面については、堆積物が見られた場合に
泥を寄せるなどし、現状を維持する。ホトケドジ

ヨウの見られる水の流れについても堆積によるせき止めが見られた場合に速やかに原状復旧等を行う。

カナムグラ群落を耕耘し水生草地として湿地化する等、湿地部の乾燥化を防ぐ。

外周樹林の拡大を防止するとともに、林縁の日当たりに配慮し、ヘイケボタル、ヒメアカネ等が生息する日陰の湿地を維持する。

カエル類、ホトケドジョウ等の生息する水田環境を保全するための耕作等を行う。

ウ 農地環境エリア

(ア) コナラ林

農地に隣接する樹林地の林床は、明るい林床を維持するため、冬季(十二月及び一月)に下刈りを行う。

また、耕作地が日陰にならないように、裾刈りや間伐を行う。

(イ) モウソウチク林

農地に隣接する竹林は、竹林の密度を一坪当たり一、二本程度に伐採する。伐採は、夏季(八月及び九月)に行うのが効果的である。

また、耕作地が日陰になったり、竹林が広がらないように裾刈りや間伐を行う。

(ウ) 畑地

基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、営農を継続するが、保全地域の主旨として、自然環境を保全する目的から、農薬の使用等については、極力控えるように協力を得るようにする。

ボランティア活動団体が耕作に協力し、自然環境保全のための農地保全を行うことも検討する。

(エ) 果樹園

基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、営農を継続するが、保全地域の主旨として、自然環境を保全する目的から、農薬の使用等については、極力控えるように協力を得るようにする。

ボランティア活動団体が耕作に協力し、自然環境保全のための農地保全を行うことも検討する。

(オ) 荒地雑草群落

耕作地に隣接する場所では、一メートル程度の幅で年に二、三回程度刈取りを行い、背丈が高くない草地環境を維持する。

その他の地域では、年に一回程度(二月)刈取りを行い、ススキ草地等の高茎草地の環境を維持する。

エ 里山環境回復エリア 一

(ア) コナラ林

林床を明るくする区域、鳥類等の繁殖地としてヤブを残す区域等の区域を設定した管理を行う。

林床を明るくする区域では、夏季(七月)と冬季(十二月及び一月)に下刈りを実施する。ヤブを残す区域では、アズマネザサが密生しすぎないように、様子を見ながら二年から三年に一回冬季に下刈りを行う等の対応を検討する。高木については、密生する場所では間伐を行う。

オ 里山環境回復エリア 二

(ア) コナラ林

林床を明るくする区域、鳥類等の繁殖地としてヤブを残す区域等の区域を設定した管理を行う。

林床を明るくする区域では、夏季(七月)と冬季(十二月及び一月)に下刈りを実施する。ヤブを残す区域では、アズマネザサが密生しすぎないように、様子を見ながら二年から三年に一回冬季に下刈りを行う等の対応を検討する。高木については、密生する場所では間伐を行う。

(イ) 植栽樹林

間伐と下刈りを行い、コナラ林へ移行する。ススキ群落に隣接する場所では、ススキ群落のまわりを考慮し、一部をススキ群落等に草地化することも検討する。

(ウ) 低木植栽

道路に囲まれた場所でサツキが植栽されている現状を維持する。

(エ) ススキ群落

ススキ群落、荒地雑草群落(低茎草地)の区域を設定して管理する。ススキ群落は年に一回程度(二月)に刈取りを行い、ススキ草地等の高茎草地の環境を維持する。

荒地雑草群落(低茎草地)は、年に二、三回程度刈取り、背丈が高くない草地環境を維持する。

植栽樹林に隣接する場所では、植栽樹林のまわりを考慮し、群落の一部をコナラ林へ移行することを検討する。

(オ) 荒地雑草群落

天神森公園に隣接する場所では、年に二、三回程度刈取りを行い、背丈が高くない草地環境(低茎草地)を維持する。

ススキ群落に隣接する場所は、状況に応じてススキ群落とするか、低茎草地を広げるかを検討する。

(五) 施設に関する事項

保全地域における活動で使用する機材を収納する倉庫等の施設を必要に応じて設置する。

保全地域の活用を図り環境学習を促進するために案内板、解説板等を、地域に生息・生育する動植物を保護するために制札板、人の立入りを制限する柵等を必要に応じて設置する。

(六) 保全地域の活用その他の運営に関する事項

(二)の方針に基づき、植生管理、施設の整備、保全地域の活用等の保全事業を進めるために、都民ボランティア、専門家、地域住民、多摩市、稲城市、東京都等で構成する協議の場を定期的に設ける。

また、都民と協働して次のように利活用する。

ア 森林部分においては、動植物の生息・生育環境の保全を目的とし、都民のボランティア活動として除間伐、下刈り等を行い、樹林環境管理を行う。ボランティア活動により発生した材は、可能な限り資源として有効に活用する。

イ 谷戸部の一部は、希少な動植物の生息・生育環境の保全を目的として管理するため、利用を制限する。

また、多摩丘陵において里山として形成されてきた自然環境が、希少な動植物の生息・生育環境とな

っていることから、その回復を図るため、草刈り、水田耕作等を行う。それらの作業に際しては、希少な動植物の生息・生育環境に影響のない範囲で、環境学習又は体験の場として活用する。

ウ 耕作地は、地権者の協力を得ながら、体験学習の場として活用する。

エ アからウまでの活用を行うに当たっては、企業等が必要な人材又は資機材を提供するなどの社会貢献活動を行う場としての活用も検討する。

オ 希少な動植物や、生物多様性の保全に資する研究等の場として活用する。

(七) 野生動植物保護地区の指定に関する事項

貝類のキバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ及びミズコハクガイをはじめとする希少な湿地の生物を保護するため、条例第二十五条第一項の規定に基づき、連光寺・若葉台里山保全地域の谷戸部を野生動植物保護地区に指定する。

(八) 区域別保全・利活用の方針

ア 里山環境保全エリア

(ア) 現況の自然特性

コナラ、シデ類及びヤマザクラが優占し、低木には常緑広葉樹が見られる落葉広葉樹林となっている。

林床にはタマノカンアオイ、キンラン、ササバギンラン、シユンラン等が生育する。一部にはアズマネザサが繁茂する。

(イ) 保全の方針

落葉広葉樹林の保全及び当該区域の里山環境の

保全を目標とした、クヌギ・コナラ林の回復を図る。

クヌギ、コナラ等に依存する生物の生息空間の保全及び回復を図る。

(ウ) 利活用の方針

基本的に樹林地の管理と継続的な観測を行う。コナラ林は、豊かな動植物の生息環境になるように手入れする。

イ 湿地環境保全エリア

(ア) 現況の自然特性

谷戸の下流部は、水際の樹林地に覆われ、やや薄暗い環境を呈している。谷底面にはミゾソバ群落及びキシヨウ群落が分布し、一部にやや乾燥化したカナムグラ群落等が分布する。ヒメアカネ、ヘイケボタル等やや薄暗い環境を嗜好する種類が見られる。

谷戸上流部から中流部では、谷底面にはヨシ、ガマ群落やエゾノサヤヌカグサ群落が分布する。希少な貝類が比較的よく見られる場所で、キンヒバリ、キイロジョウカイ等が見られる。

最上流部は、現在はガマ群落やヨシ群落となっているが、平成二十三年まで水田環境が見られた。また、アカガエル類及びシユレーゲルアオガエルの産卵場所並びにホトケドジョウの繁殖地となっており、シオヤトンボ等が見られる。

(イ) 保全の方針

柵の設置等を行い、希少種の保全を行う。希少な貝類の生息環境を保全する。特に水環境

の維持と外来種対策を行い、アメリカザリガニ等については継続的な監視を実施し、侵入が確認された場合には駆除する。

日陰の湿地を部分的に維持し、ヘイケボタル、ヒメアカネ等の生息環境を保全する。

水田環境の復元による里山景観と、カエル類やホトケドジョウをはじめとする水田環境の多様な生物相を保全する。

周辺の樹林や竹林は適切に空間を管理し、湿地への拡大を抑制する。

ココランの生育環境を保全する。

(ウ) 利活用の方針

基本的に立入りを制限し、立入りは湿地の管理と継続的な観測等の機会に限定する。

湿地の管理手法として、伝統的な水田管理の手法を用いる。管理の体制や影響の程度を見極めながら、当区域の希少性と価値を周知するための限定的な活用を検討する。

ウ 農地環境エリア

(ア) 現況の自然特性

谷戸の集水域に位置し、水源涵養の役割を担うとともに、里山の様な景観を形成している。

放棄地や果樹園の草地にはクルマバツタ、シヨウリヨウバツタモドキ等が生息する。

(イ) 保全の方針

農地と草地環境を保全する。
現状の営農者を尊重しつつ、農薬の使用、施肥及び草刈のルール作りを行う等の協力を得る。

(ウ) 利活用の方針

基本的に、現在の営農を継続して実施する。営農者及び地権者との協議を行い、畑の体験教育等の場としての活用を検討する。

草地環境の維持管理を通して、当該区域の希少性及び価値を周知し、環境学習の場として活用する。

エ 里山環境回復エリア 一

(ア) 現況の自然特性

コナラ、シデ類及びヤマザクラが優占し、低木には常緑広葉樹が見られる落葉広葉樹林となっている。

林床のほとんどはアズマネザサが繁茂するが、尾根道脇にアマドコロ、樹林地の裾にキンラン等が見られる。

(イ) 保全の方針

落葉広葉樹林の保全及び当該区域の里山環境の保全を目標とした、クヌギ・コナラ林の回復を図る。

クヌギ、コナラ等に依存する生物の生息空間の保全及び回復を図る。

(ウ) 利活用の方針

当該区域の希少性及び価値を周知し、環境教育の場として活用する。

オ 里山環境回復エリア 二

(ア) 現況の自然特性

コナラ、ヤマザクラ等が植栽されて高木林となっているほか、ススキ草地が分布する。草地環境

には、シヨウリヨウバツタモドキ等が生息する。

(イ) 保全の方針
落葉広葉樹林の保全及び当該区域の里山環境の保全を目標とした、クヌギ・コナラ林の回復を図る。

クヌギ、コナラ等に依存する生物の生息空間の保全及び回復を図る。

草地環境の維持及び管理を行う。

(ウ) 利活用の方針

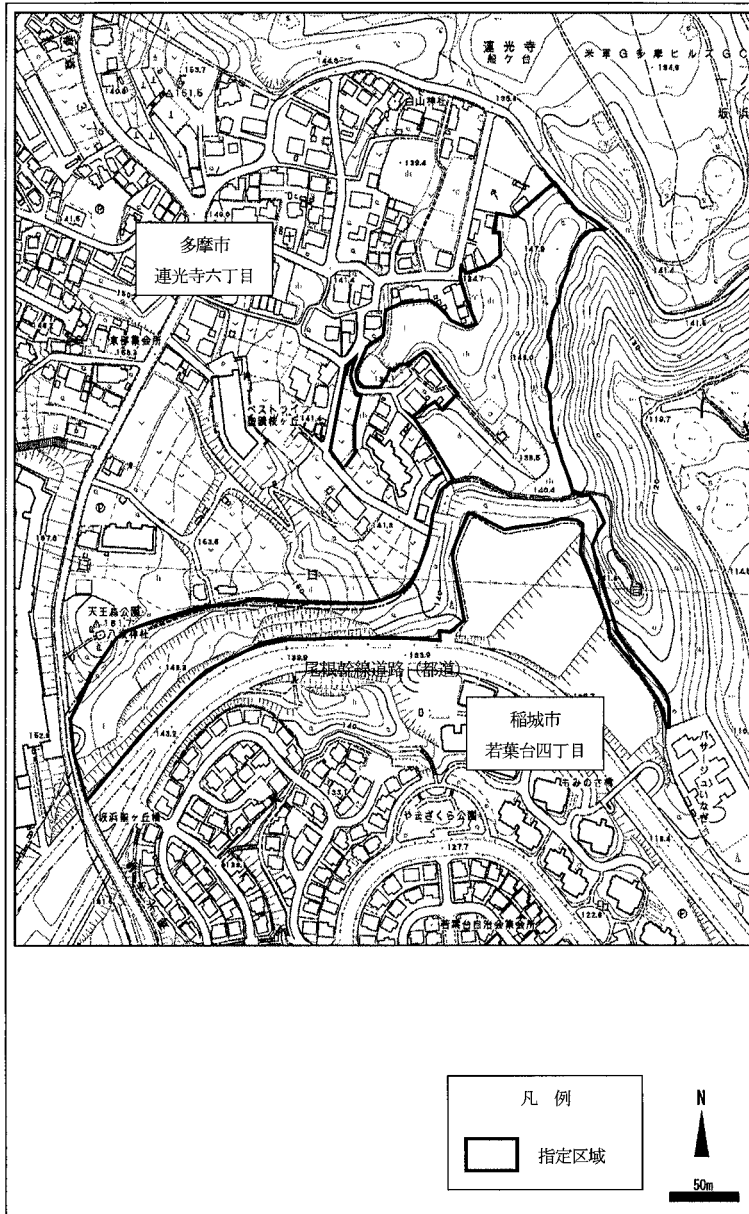
当該区域の希少性及び価値を周知し、環境教育の場として活用する。

別表

多摩市連光寺六丁目九番六、九番十四から九番十六まで、九番二十一、九番二十二、九番二十五、九番三十八、九番三十九、十番三、十番九、十番十二から十番十五まで、十番十九、十番二十一から十番二十六まで、十一番九から十一番十三まで、十一番四十二から十一番四十六まで及び十一番四十九
稲城市若葉台四丁目二十八番及び二十九番

別図

連光寺・若葉台里山保全地域 区域図



●東京都告示第千五百二十七号

東京における自然の保護と回復に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十六号。以下「条例」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、連光寺・若葉台里山保全地域の谷戸部を野生動植物保護地区に指定したので、同条例第二項において準用する条例第十七条第七項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月十四日

東京都知事 舛添 要 一

一 位置 連光寺・若葉台里山保全地域の谷戸部

二 区域 別表及び別図に示す区域

三 指定区域の面積 ○・二七ヘクタール

四 保護すべき野生動物の種類

両生類 ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、シユレ
 ーゲルアオガエルその他の両生類全種（ただし
 外来種を除く。）

魚類 ホトケドジョウ

昆虫類 ヒメアカネ及びハイケボタル

貝類 キバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ及び

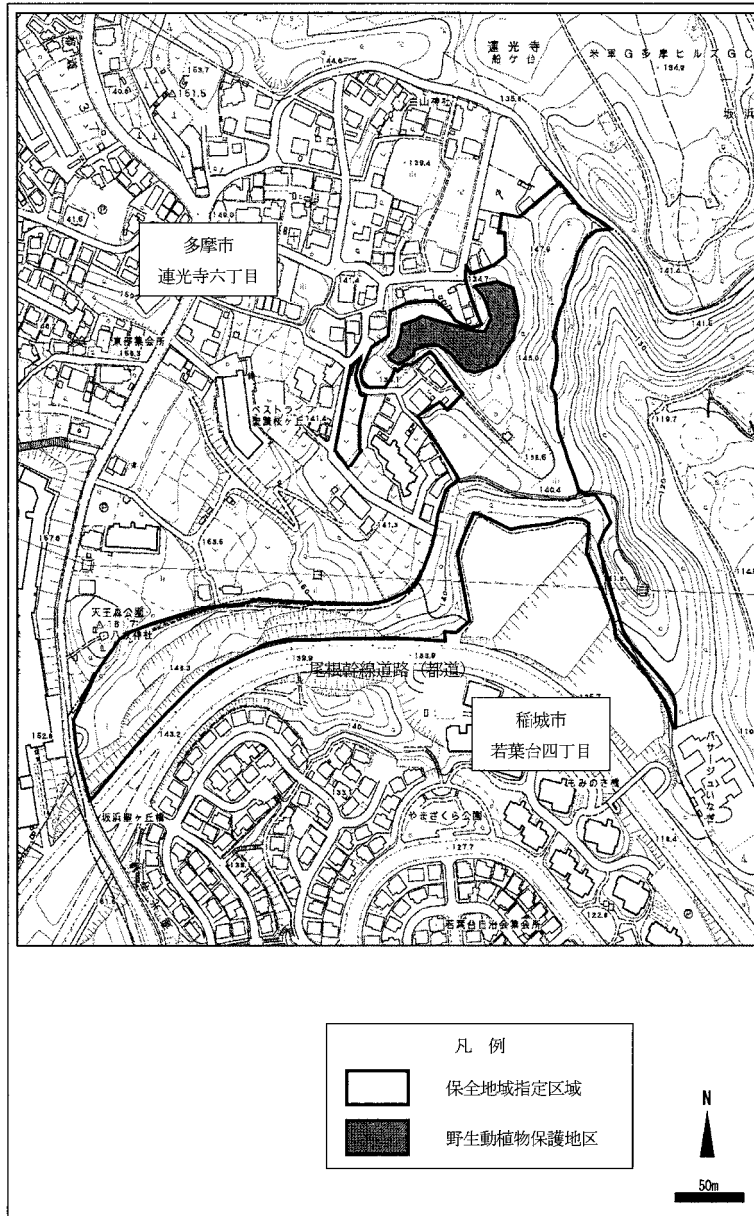
ミズコハクガイ

別表

多摩市連光寺六丁目九番十五、九番十六、九番二十一、
 十番十三から十番十五まで及び十一番四十五

別図

野生動植物保護地区対象地



●東京都告示第千五百二十八号

東京における自然の保護と回復に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十六号)第十七条第一項第五号の規定に基づき指定した緑地保全地域について、区域を変更したので、同条第十項において準用する同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 区域を変更する保全地域 八王子市暁町緑地保全地域
 - 二 変更の内容 区域の一部の指定解除
 - 三 位置 八王子市暁町三丁目地内の既指定地
 - 四 指定を解除する区域 別表及び別図に示す区域
 - 五 指定を解除する区域の面積 三百四十平方メートル(既指定地面積 二万三千八百三十八平方メートル、変更後の面積 二万三千四百九十八平方メートル)
- 別表
八王子市暁町三丁目六百七十一番四の一部

別 図

八王子暁町緑地保全地域 区域図



●東京都告示第千五百二十九号

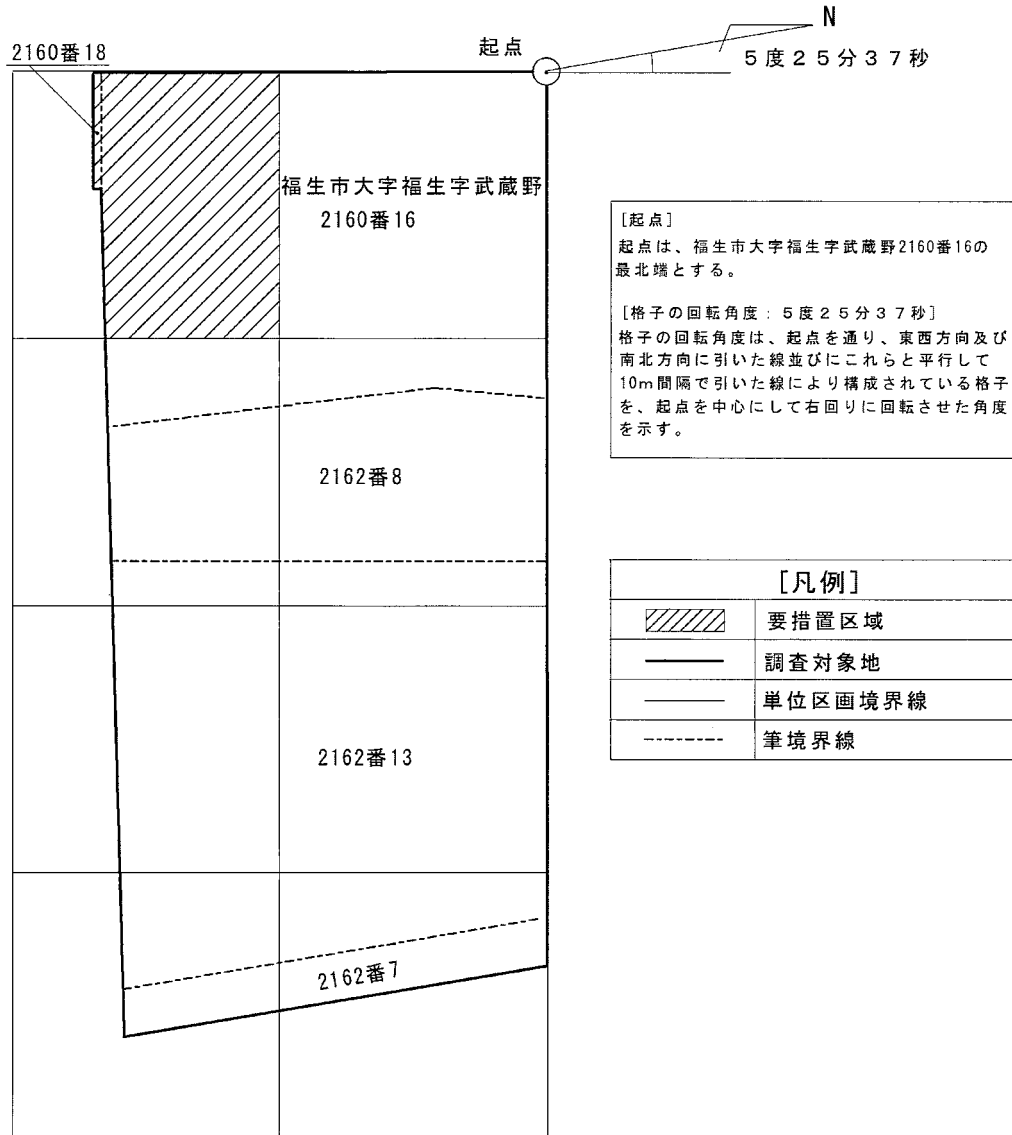
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月十四日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 要措置区域 別図のとおり（福生市大字福生字武蔵野地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



●東京都告示第千五百三十号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年十一月十四日

東京都知事 舩 添 要 一

一 被処分者

(一) 商号又は名称 株式会社シテイファイナンスジャパン

(二) 氏名（法人の場合は代表者氏名） 井上 富佐雄

(三) 主たる営業所の所在地 台東区東上野一丁目二十四番八号 須崎ビル二階二〇一号

(四) 登録番号 東京都知事(3)第二九八三五号

(五) 登録年月日 平成二十四年一月十六日

二 処分年月日 平成二十六年十月二十九日

三 処分の内容 登録の取消し

四 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号 法第二十四条の六の四第一項第十二号

●東京都告示第千五百三十一号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年十一月十四日

一 被処分者
東京都知事 舛 添 要 一

(一) 商号又は名称
株式会社みなと

(二) 氏名(法人の場合)
山崎 啓行

(三) 主たる営業所の所在地
港区新橋五丁目九番六号 松治ビル三階

(四) 登録番号
東京都知事(2)第三二四〇五号

(五) 登録年月日
平成二十六年九月十五日

二 処分年月日
平成二十六年十月二十九日

三 処分の内容
業務の全部(弁済の受領に関する業務、訴訟又は調停に应ずる業務を除く。)を停止する。

四 業務停止期間
平成二十六年十一月八日から平成二十七年三月二十七日まで(百四十日間)

五 適用条文
法第二十四条の六の四第一項第二号

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十一月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人若者の自立支援 Smile Boquet すみれブーケ

三 代表者の氏名

内田 朝代

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区上北沢四丁目十八番十五ー七〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、児童養護施設の子どもたちや退所、措置解除後の若者や里親から巣立った若者を対象として、社会的ルールを学ぶ場、帰ることの出来る実家、故郷となる居場所づくり(家)を子どもたちのパートナーとして一緒に考え創る。また、社会全体で子どもたちを支援出来る仕組みを創ることにより、安心して暮らせる社会を目指すことを目的とする(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マイリトルプレイス

三 代表者の氏名

穂積 久美子

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目十六番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、児童、生徒、学生を主な対象として、民間ならではの機動力を生かした、学校教育の補完のための「場」や「仕組み」、並びに「プラットフォーム」を

提供する事業を行い、次代を担う子ども達の健全なる育成に寄与することを目的とする。あわせて、地域社会、学校、地域行政、家庭との連携をしっかりと築くことで、誰もが、安心して子育てができる豊かで成熟した社会の実現に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東伸協会

三 代表者の氏名

飯田 経行

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区天沼二丁目七番三号 伸和荘

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対し、結婚、住宅及び子育て等に関する情報提供、相談及び支援に関する事業を行い、少子化対策推進事業に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人 Familiar Music

三 代表者の氏名

文 博信(佐野 博信)

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区東二丁目十五番五号 エスキナビル六F
五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、演奏会の開催とそれに伴う演奏家の派遣や、地域に音楽を普及させる活動を行い、もって文化、芸術の振興を図るとともに、より多くの人が音楽を身近に感じ、心が豊になる社会環境の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人せたがや水辺デザインネットワーク

三 代表者の氏名

上原 幸子

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区鎌田一丁目十九番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象に、世田谷の豊かな自然の中での遊びの拠点づくりを行い、子どもの遊びや子育て支援をする地域人材の育成と派遣を実施し、子どもの成長と生活に根ざした産官学民子による新たな地域コミュニティづくりを行う事などにより、子どもたちの健全な育成や地域社会形成、自然環境保全に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

精神医学研究所労働組合執行委員長諸永政廣から争議行為を行う旨の通知が平成二十六年十一月四日であったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。
平成二十六年十一月十四日
東京都知事 舩 添 要 一

一 事件

秋年末一時金における賃金の大幅獲得要求に関する件

二 日時

平成二十六年十一月十五日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

精神医学研究所附属東京武蔵野病院 板橋区小茂根四丁目十一番十一号

四 種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。(以上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

東京地方医療労働組合連合会執行委員長岡本学から争議行為を行う旨の通知が平成二十六年十一月六日であったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。
平成二十六年十一月十四日

一 事件

医療・福祉労働者の大幅増員等の要求に関する件

二 日時

平成二十六年十一月十七日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

別表のとおり

四 種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除くすべての組合員、または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。(以上原文のまま掲載)

東京都知事 舩 添 要 一

一 事件

医療・福祉労働者の大幅増員等の要求に関する件

二 日時

平成二十六年十一月十七日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

別表のとおり

四 種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除くすべての組合員、または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。(以上原文のまま掲載)

別表

八王子保健生活協同組合

城山病院

はちせい健友クリニ

ツク

城山訪問看護ステ

ーション

城山みなみ訪問看護

ステーション

八王子市元八王子町三丁目二千八百七十二番地一

同 市叶谷町八百九十番地五

同 市元八王子町二丁目千百六十二番地一

同 市高尾町千六百十番地

行 東 京 都 本 号 三〇円
東京都市西新宿二丁目八番一号 郵便番号 六、六〇〇円
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代) 郵便番号 163-8001
定 価 一箇月
印刷所 勝美印刷株式会社
電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 112-0002
印刷所 東京都文京区小石川二丁目三番七号

